

令和2年度横浜市身体障害者奨学生募集要項

身体障害者の社会的自立の促進を目的とし、経済的理由により高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の学資の負担が困難な方で、選考により採用決定した方を対象に、学資（奨学金）を支給します。

<申込期間>

令和2年4月6日(月) から 令和2年5月11日(月) まで（当日消印有効）

※本年度の申込は、この期間外は受けられません。

※継続して奨学金を志願する方（令和元年度に奨学金を受けた方で、令和2年度も申込みする方）も、本申込が必要です。

1 申込みできる方（次のすべてに該当する方です。以下「志願者」といいます。）

- (1) 身体障害者手帳を持っていること。
- (2) 下表の「該当 (○)」の学校に在学し、社会的自立を目指していること。
※「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の対象となる高等学校等のうち、国公立の普通科は対象となりませんので、ご注意ください。
- (3) 品行方正、学業成績良好なこと。
- (4) 学資の負担が困難であると認められる世帯に属すること（「3(2) 所得基準」参照）。
- (5) 本人又は保護者のいずれかが、市内に引き続き1年以上居住していること。

学校種別				該当(○) 非該当(×)	支給月額(上限額) (※1)
1	高等学校	普通科	国立及び公立	×	—
			私立	○	10,000円
		専攻科及び別科	国立及び公立	○	7,000円
			私立	○	10,000円
2	中等教育学校 後期課程	普通科	国立及び公立	×	—
			私立	○	10,000円
		専攻科及び別科	国立及び公立	○	7,000円
			私立	○	10,000円
3	高等専門学校 第3学年以下	国立及び公立	×	—	
		私立	○	10,000円	
4	特別支援学校 高等部	普通科	国立及び公立	×	—
			私立	○	6,000円
		専攻科及び別科	国立及び公立	○	
			私立	○	
5	大学 (短大、大学院、専門職大・短大含む)	国立及び公立	○	18,000円	
		私立	○	21,000円	
6	高等専門学校 第4～第5学年	国立及び公立	○	18,000円	
		私立	○	21,000円	
7	専修学校及び 各種学校	専修学校 高等課程	国立及び公立	×	—
			私立	○	11,000円
		専修学校 専門課程(※2)	国立及び公立	○	18,000円
			私立	○	21,000円
		その他	国立及び公立	○	11,000円
			私立	○	

次ページに注釈(※1、※2)の説明あり

(※1)月額支給額以外に、入学時又は進学時の支度金として、4月に限り5,000円の加算があります。

なお、支給額(月額・加算額ともに)は、予算の範囲内での支給となるため、減額となる場合があります。

(※2)専修学校専門課程は、次の要件を満たす場合に限りです。

「修業年限が2年以上であること」及び「課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること」

2 支給期間・支給方法

(1) 支給期間

各学校における正規の修業年限内であって、令和2年4月から令和3年3月までの1年間とします。

(2) 支給方法

7月中(予定)に、指定の金融機関口座に1年間分の支給額を一括して振り込みます。

なお、特別な事由がない限り、返還の必要はありませんが、次のいずれかに該当する場合には、奨学金の返還が必要になります。

- ・正当な理由がなく休学、転学、退学したとき
- ・学業成績又は性行が著しく不良なとき
- ・傷病その他の理由により、修学できる見込みがないとき
- ・奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・奨学生及びその保護者が、いずれも横浜市内に居住しなくなったとき
- ・奨学生であることを辞退したとき
- ・その他奨学生として不適当と認めたとき

3 選考基準

(1) 学力基準

前年度の全履修科目(体育及び保健体育を除く。以下同じ。)の評価の平均値が3.00以上

(2) 所得基準

志願者の生計を担っている最多所得者(保護者又は本人)の年間所得額が、市が定める所得基準以下であること

(3) その他の要件

原則として次の要件により選考します。

ア 年齢要件

申込年度中に60歳に達しない方を対象とします。

イ 学士等要件

学士取得済の方が再度学士入学(編入学)するなど、同等の卒業資格を得る修学の場合は、真に社会的自立を促進すると認められる場合のみを対象とします。

ウ 推薦内容

学校からの推薦調書等の所見欄に記載のない場合は、学力等を判断できないものとして対象としません。

4 申込み方法(※志願者は学校に書類提出し、学校から横浜市に申込期間内に提出いただく流れです)

(1) 志願者は、「①身体障害者奨学生願書(第1号様式)」を記入のうえ、(2)の表にある必要書類(②以外の必要書類)を学校長等(大学の場合は学部長、研究科長も可)へ提出してください。

<様式について>

- ・この募集要項とともに、こども青少年局障害児福祉保健課及び各区役所(福祉保健センター)で配付しています。
- ・横浜市こども青少年局障害児福祉保健課ホームページからもダウンロードできます。

🔍[横浜市 障害児福祉保健課](#)で検索

(2) 学校長等は、②を作成し、①～⑥の必要書類をまとめて、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課へ提出してください。(郵送可)

必要書類	令和2年4月から 新入学・転入学する方		令和2年3月以前から 現在の学校に 在籍している方
	前在籍校を 卒業して 5年未満【注】	前在籍校を 卒業して 5年以上等【注】	
① 身体障害者奨学生願書 (第1号様式)	○ 必要	○ 必要	○ 必要
② 身体障害者奨学生推薦調書 (第2号様式) (現在籍校に記入いただく書類)	○ 必要	○ 必要	○ 必要
③ 身体障害者奨学生推薦証明書 (第3号様式) (前在籍校に記入いただく書類)	○ 必要	× 不要	× 不要
④ 成績証明書 (前在籍校に発行いただく書類)	○ 必要	× 不要	× 不要
⑤ 成績不発行証明書 (別紙1) (前在籍校に発行いただく書類)	× 不要	○ 必要	× 不要
⑥ 住民登録票 (世帯全員分が掲載されているもの) (マイナンバーの記載は無に)	○ 必要	○ 必要	○ 必要

【注】前在籍校を卒業して5年以上経過している等のために「③推薦証明書」や「④成績証明書」を発行できない場合、それに代えて「⑤成績不発行証明書」(成績証明ができないことを証する学校所定の証明書でも可)を提出してください。

なお、この場合は、現在籍校で入学後最初の成績が出てから、後日、追加書類として「②推薦調書」を提出ください。(そのうえで選考を行うため、下記の決定時期には決定しません。詳細はお問合せください。)

<その他注意事項>

※ 志願者及び生計を同一にする方で、所得があり「①奨学生願書」にある課税状況調査の同意のない方については、市民税の課税状況等を調査する必要があるが生じた場合、その方の所得にかかる令和2年度の課税証明書(令和2年6月1日以降に取得可能)を、志願者が提出する必要があります。この場合、他の書類を申込期間中に提出し、6月1日以降速やかに当該年度の課税証明書を追加で送付してください(送付が遅れると、支給が遅れる場合があります)。

※ 提出書類に不足や不備があった場合は、再提出や追加提出をいただくことがあります。

※ 提出された書類は返却しません。

5 奨学生採用(不採用)の決定

選考結果については、7月中(予定)に、在籍している学校及び本人に通知します。

6 書類提出先・問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市子ども青少年局 障害児福祉保健課 身体障害者奨学金担当

TEL 045(671)4278 FAX 045(663)2304

メールアドレス kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp

* 4月20日からの書類提出先の住所が変更となります(住所以外は変更ありません)。

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市身体障害者奨学生の出願手続きについて（学校用資料）

1 横浜市身体障害者奨学生出願手続きの流れ

(1) 本人からの提出書類

「令和2年度横浜市身体障害者奨学生募集要項」4(2)のうち、「②推薦調書」以外の書類

(2) 「推薦調書」の作成

下記「2」を参照して作成してください。

(3) 書類の送付

必要書類が揃っていることを確認し、締切日までに下記までご提出をお願いいたします。

【締切日】令和2年5月11日（月）（当日消印有効）

【書類提出先・問合せ先】

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

TEL 045-671-4278 FAX 045-663-2304

* 4月20日からの書類提出先に住所が変更となります（住所以外は変更ありません）。

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

※申請者が直接提出するのではなく、必ず学校で取りまとめて提出してください。

※選考結果は7月中（予定）に各学校及びご本人に通知します。

2 推薦調書の作成上の注意

(1) 在学生の場合（新生ではない場合）

ア 学業成績について

学業成績の審査基準は、前年度の全履修科目（体育及び保健体育を除く。以下同じ。）の評価平均が3.00以上です。

前年度の各履修科目の成績及び全履修科目の成績平均を記入してください（※学校所定の成績証明書を添付する場合は、各履修科目の成績記入は不要ですが、平均は記入してください）。

なお、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記入してください。

<成績の評価換算について>

5段階評価で成績を記入してください。5段階によらない場合は、次により換算してください。

■ 10段階評価の場合

評価	換算後の評価	評価	換算後の評価
10	5.0	5	2.5
9	4.5	4	2.0
8	4.0	3	1.5
7	3.5	2	1.0
6	3.0	1	1.0

■ その他の評価の場合

評価	換算後の評価
秀またはS	5.0
優またはA	4.5
良またはB	3.5
可またはC	2.5
不可またはD	2.0

イ 所見欄について

学力所見、人物所見、家庭状況所見の欄を必ず記入してください。

(2) 新生の場合

ア 学業成績について

学業成績の記入欄は、記入不要です。前在籍校による「④成績証明書」を添付してください。

なお、前在籍校が、卒業後5年以上経過等のために「成績証明書」が発行されない場合は、「成績不発行証明書」の添付が必要になります。この場合は、後日、貴校における最初の成績が出てから、「推薦調書」に成績を記入し、下記イと合わせて、追加書類としてご提出ください（学業成績の記入方法は「(1) 在学生の場合」と同様です）。

イ 所見欄について

前在籍校による「③推薦証明書」を添付してください。前在籍校からの推薦証明書の所見以外に補足する必要がなければ、空欄で構いません。

なお、前在籍校を卒業後5年以上経過等のために「奨学生推薦証明書」が発行されない場合は、後日、上記アと合わせて、所見欄に記入のうえ、追加書類としてご提出ください（所見欄の記入方法は「(1) 在学生の場合」と同様です）。

(3) その他

推薦調書の推薦者としての「学校長」名は、大学の場合は学部長、研究科長に替えることもできます。